

新たな国立公文書館に関する小委員会中間取りまとめ【概要】

1. 新たな国立公文書館に関する小委員会設置の経緯

国会周辺に新たな国立公文書館を早期に建設すべきとの機運の高まりを受け、平成27年4月17日、議院運営委員会に、「新たな国立公文書館に関する小委員会」を設置することとなった。

2. 小委員会における協議の経過及び概要

- ① 第1回小委員会（4月23日）：政府等から説明聴取
- ② 視察1（4月23日）：国会周辺の候補地（5か所）を視察
- ③ 第2回小委員会（6月12日）：参考人から意見聴取
- ④ 視察2（7月1日）：外務省外交史料館・宮内庁書陵部を視察
- ⑤ 第3回小委員会（7月30日）：政府から説明聴取
- ⑥ 第4回小委員会（8月25日）：中間取りまとめについて協議決定

3. 新たな国立公文書館建設に当たり考慮した事項

（1）新たな国立公文書館像について

新たな国立公文書館は、我が国の歴史や価値を学ぶことができる、国の公文書の重要性を象徴するようなナショナルモニュメントたりうる施設とする。

行政府内において宮内庁、外務省及び防衛省が独自に保管している公文書などについても、新たな国立公文書館で一体的に閲覧・展示することも検討する。

立法府の文書の扱いについては、三権の在り方等も踏まえて引き続き検討する。

（2）国会参観者バス駐車場について

国会、内閣府、警察当局など関係各署が連携し、参観者等の利便性及び周辺の円滑な交通状況を損なわないよう検討する。

（3）国立国会図書館について

国立国会図書館の施設計画とも調整する。

4. 建設候補地について

以下の2か所を中心に調査・検討を進める。

A案：憲政記念館敷地

— 憲政記念館と新たな国立公文書館の共用

B案：国会参観者バス駐車場敷地

— 国立国会図書館と新たな国立公文書館の共用

※ なお、共用の方法、使用割合などについては、調査・検討の過程で当事者間において協議する。

5. 今後の対応

上記A案及びB案について、敷地の利用方法、建設可能面積、参観者バス駐車場の確保・分散配置などについて調査を行う。

来年度予算に内閣府を中心として国会も含め調査費を計上する。

調査結果を踏まえて、小委員会で協議した上で、新たな国立公文書館の建設用地を確定させる。